

## 第2回 万引きに関する有識者研究会 議事概要

### 1 開催目的

身近な犯罪である万引きに関し、近年の特徴等から高齢者による万引きに焦点を当て、社会学や老年学等の視点も踏まえ、高齢期になっても誰もが安全に安心して暮らせるよう、その背景や要因等を探る。

第2回研究会では、第1部での矢島委員による報告に続き、第2部で次の点に関し検討が行われた。

- ・高齢者による万引き増加の背景・要因等について
- ・万引きに関する実態調査について

### 2 日時

平成28年7月29日（金）午前9時30分から12時00分まで

### 3 場所

都庁第一本庁舎25階 112会議室

### 4 出席者

#### (1) 委員

- 矢島 正見（中央大学 文学部 教授）※座長  
鈴木 隆雄（桜美林大学 老年学総合研究所長）※副座長  
小長井 賀興（立教大学 コミュニティ福祉学部 教授）  
辰野 文理（国士舘大学 法学部 教授）  
星 周一郎（首都大学東京 都市教養学部 教授）  
齊藤 知範（科学警察研究所 犯罪行動科学部 犯罪予防研究室 主任研究官）  
茂垣 之雄（警視庁 生活安全部長）  
廣田 耕一（東京都 青少年・治安対策本部長）

#### (2) オブザーバー

- 山崎 仁（東京地方検察庁 社会復帰支援室 統括捜査官）  
酒井 一如（東京保護観察所 統括保護観察官）  
小高 春雄（東京都 福祉保健局 総務部 企画政策課 統括課長代理）

#### (3) 東京都（青少年・治安対策本部）

- 青少年対策担当部長、治安対策担当部長  
青少年課長、治安対策課長、企画調整担当課長、安全・安心まちづくり課長

#### (4) 事務局

- 東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 安全・安心まちづくり課

## 5 議事要旨

- 治安対策担当部長より、委員及びオブザーバーの紹介が行われた。
- その後、中央大学文学部教授の矢島正見座長より報告があった。

### 第1部 報告 「万引き高齢者に対する時代状況からの総論的考察

#### —文化的社会的経済的要因を求めて—

#### 1 諸調査研究からの基本的考察の基本

##### (1-1) データの読み方

・高齢者の万引き認知件数は、万引きの総数が同じでも暗数が減れば増加するので、取り締まり側の変数、全件通報主義などの変数を考慮する必要があるが、これだけで増加と高水準維持の説明がつかず、時代状況という別の変数を考えなくてはならない。

##### (1-2) 高齢者万引きを問題視する視点の検討

・①高齢者万引きの急激な増加、②万引きによる店舗の被害の増額、③少年万引きの減少による相対的注目化などが、高齢者万引きが社会問題視される点と考えられるが、高齢者の貧困や年金制度の問題、高齢者の孤立・孤独との論理的関連の有無に配慮しつつ、調査研究の視点を整理していく必要がある。

・現状の高齢者万引きの件数は、高止まり（高水位均衡維持）を示している。東京都ではやや減少傾向にあるが、急激な傾向ではないので、これから波を打って高水位を維持していく可能性がある。

・また、これまでの高齢者の万引きが過少であったので、今はその過渡期ではないかという推論が成り立つならば、それを考慮した対策を考えていく必要がある。

・「高齢者」のイメージは、時代によって大きく異なる。40年前の高齢者と現在、そして30年後の高齢者は肉体的・精神的に異なってくる。現時点では、高齢者の万引きは社会統制・秩序機能を揺るがすものではない。また、犯罪問題ではなく、高齢者に関する多様な諸問題の一つという視点もある。

・研究範囲を限定することがより深い考察を可能にする。また、高齢犯罪に関する先行研究での主なものは、「環境犯罪学」、「bond（絆）理論」、「中和の技術（道徳のお休み）」、「社会関係資本」の概念・理念である。別の次元では、「時代変容」、「生活・関係」、「世代・加齢」、「法・制度」の4つの次元からの考察、「犯罪態様」、「犯罪意識」、「社会的属性」の3点の万引き高齢者の特性が析出されている。

#### 2 先行調査研究での析出知見からの時代状況の考察及び対策

##### (2-1) 高齢者犯罪の態様特性並びに高齢万引犯罪・犯罪者の態様特性

・高齢者の犯罪態様特性は、初犯が多く、窃盗（特に万引き）・横領が多い。2000年代に増加し、2010年代には高水準での平衡状態。万引きも初犯が多く、スーパー、昼間、手口が簡単、金額は僅少、食品が多い、単独で計画性なし、盗品は自己消費等の特性がある。

・貧困という因子は弱いのでは。確信犯も弱い。半衝動的犯罪か。環境犯罪学的見地からは、「動機を持った犯罪者」「ちょうどいい標的」「役に立つ監視者の不在」の3条件で考えられる。

・万引き高齢者にとって「役に立つ監視者の不在」が大きい。効果的な対策（顕在化）は「声掛け」。さらに、「従業員の監視を伴ってのサービス対応」も、効果を発揮。「いらっしやいませ」等のかけ声は、人によっては万引きを自制する可能性があるとともに、「声をかけてくれている」という関係性が

生じる効果もある。

・現状では、「万引きは犯罪です」等の張り紙、防犯カメラの設置は、さほど効果が見られていない。カメラの設置に関しては、宣伝が不十分であるため、万引き高齢者が余り意識していない。「役に立つ監視者」を顕在化するため、例えばカメラ設置場所を分かりやすく明示するなどの必要がある。

・加齢による状況判断の低下も考え得る。

#### (2-2) 高齢万引き犯罪者の意識特性

・規範意識は高い。日常的な迷惑・逸脱行動もない。一方、「たかが万引き」（危害の否定）といった意識や社会への漠然とした不満と、将来展望の欠如が見られる。

・「規範意識の中和化」（犯行の正当化）と「危害の否定」（相手に迷惑はかけていない）という意識の観点からは、大型店舗は、店員と客は金銭と商品の交換関係で、親しい（親密な）関係という情緒性はなく、規範意識が高くても「道德のお休み時間」が生じる可能性がある。

・世代論的知見からは、現在の高齢者は、高度経済成長時子供だった世代が中心。「青少年期の楽しい人生」と「高齢者になってからの生きづらい人生」の両方を経験。コーホートの的には犯罪・非行の多い世代。

#### (2-3) 高齢万引き犯罪者の社会的特性

・無職、無収入、独居、単身、経済的不安、家族・地域での人間関係が希薄という特性。

・長寿化と、収入不安（年金、低金利等）等の課題を抱えている。

・社会関係資本からはみると、核家族化によるエンpty・ネストの状態。人間関係の喪失と地域関係の未形成。

#### (2-4) 高齢万引き犯罪を含めての最近の刑事政策の動向

・「出口支援」から「入口支援」へ、刑事政策から福祉政策へとつなげる政策、警察と福祉の連携。

・高齢者万引きの大半は「微罪処分」「起訴猶予」、刑の一部執行猶予・万引き全件通報制度の導入などが挙げられるが、微罪処分と指導・支援・見守りを組み合わせる必要がある。

・法次元、制度次元の思考として、セミインフォーマル・コントロールとしての町内会・老人会等の非行政地域活動へ期待。

・地域福祉次元から、民生委員等へも期待。高齢者の孤立感を防ぐ目的で、犯罪高齢者に限定せず、健康・生活不安を持つ一人暮らしの地域の高齢者等全般を対象とするなど。

### 3 対策・政策への示唆—私・共・公の連携を前提として—

・短期的には、環境犯罪学的観点から、声掛けの徹底や防犯カメラ稼働中の明示。これは、万引きの場での「道德のお休み時間」をなくす効果が期待でき、「中和の技術」の観点からも有効。

・中期的には、家族やコミュニティ次元における人間関係づくりが必要、民生委員等の活用。

・家族（子・孫）次元の具体的対策として、学校と協力し、例えば孫世代から絵はがき送るなど。これは、「万引きの後悔」ということで、再犯防止にも役立つ。

・コミュニティ次元の具体的対策として、地域活動（サークル活動）への勧誘など。地域の仲間づくりによる孤立の解消、仲間関係の万引き抑止力の期待。さらに日常の諸活動の中で、痴呆症の早期発見にも役立つ。万引き後に軽度の痴呆症が判明、といったことを防ぐ。

・長期的には、高齢者の生活全般に関する問題解決への取組が必要。

○矢島座長の報告について、委員・オブザーバーによる意見交換が行われた。

## 第2部 意見交換

### 「高齢者による万引き増加の背景・要因について」

○続いて、委員による意見交換が行われた。

・日本のジニ係数が上がったのは、2000年代の半ば頃。単身高齢者の増加と、若年労働者の雇用形態の多様化で賃金格差が広がったという両方の原因が想定されている。

・IT化などで時代が激変し、昔の知恵や経験が役立たない世の中になると言われ、この5年で大きく変化し、特に高齢者の社会的な居場所がなくなっている。居場所というのは存在意義であり、単身高齢者で家族の中での人間関係が希薄化したり、社会の中で評価されることが少なくなっている。

・異世代交流も相互に良い刺激を受けて理想的だが、世代体験が違うので、同世代の良さというものもある。単身高齢者の増加で、相対的貧困が進んでいるとすれば、同世代の交流も提言的には考えてもよい。

・規範意識を最終的に担保するのは「これは犯罪なのだ」という、刑罰につながる意識。規範意識自体は高いが、万引きに関しては「たかが万引き」という規範意識の希薄化の傾向が見られるのではないかと指摘について、殺人や強盗といった重い犯罪についての規範意識はしっかりあるが、万引きという比較的軽微な犯罪になると、「許容できる程度の問題ではないか」とハードルが変わってしまうということか。

→加齢による変容や、世代による意識の違いがある。「たかが万引き」と考える世代が、高齢化してきたとも考えられる。

また、日常生活の中では万引きもいけないことだという意識はあるが、高級食材を見た瞬間に、つい“道徳のお休み時間”が出てきてしまうというのが「中和の技術」。例えば、殺人のような事案では一瞬もその時間は生じないが、万引きでは「ちょっといいんじゃないか」という規範を中和化する“道徳のお休み”が現われてしまう。店舗でも何等かの人間関係があると、“道徳のお休み”は、消滅していくのではないか。また日本では、「愛する家族」という考え方が根強い。万引きしようとしたときに、「これは犯罪だ。こんなことをしたら孫に何と言えよいのだ」といった気持ちを盛り上げていくことも大事。

・規範意識に関して、法律違反を「好ましい」とする考えと法律違反を「好ましくない」とする考えが個人の中でせめぎ合い、前者が上回った瞬間に万引きをする。

・万引きしてよいという考えが個人の中で上回ったときには犯罪者になってしまう。そういった規範意識が、例えば周辺環境に対する認知に対しても歪みとか、学習に対する伝達刺激となっているという議論がある。

・複数の種類の犯罪や逸脱に対する許容度を測定している研究もある。これに対して、今回の調査項目では、自己本位的な規範で測定しており、特定の犯罪に対する意見にとらわれず、法制度に対する規範、慣習的な世界に対する遵法的な態度を測定できるということが先行研究で繰り返し確認されている。

・今回、万引き被疑者は、規範意識については一般の人と差はないと想定し、調査項目を検討している。差がないにもかかわらず万引きをしてしまうのは、ある瞬間にセルフコントロールが弱まる、あるいは抑制が効かなくなるからではという仮説を検証したい。

・高齢万引き者と一般高齢者で、規範意識にそれほど差異はないと思う。しかし、万引き被疑者の中で成人と高齢者では差異があるかもしれない。

・更生した犯罪者に、インタビュー調査をしているが、厳しい生育過程を過ごし、頑張ってきたが、大きなトラブルにあって、犯罪に落ちる人がいる。戦前、戦中、戦後生まれの世代は、成育歴が非常に厳

しかつたことも、関係あるのではないか。

・もし、加齢が原因でセルフコントロールが弱まるとすれば、コーホートが変わっても発生率は変わらないはず。また、高齢者の中での発生率がコーホートによって違うとなると、加齢が原因ではない。したがって、コーホート別の発生率というのは非常に大事で、そこを見極めることがポイント。

・コーホートの差がないのであれば、加齢による認知機能や判断機能が緩み、特に前頭葉などが侵されるので、「これをやってはいけない」という規範が薄れてしまうことも考えられる。ただ、ある特定のコーホートにだけ万引き発生率が極端に高いということであれば、何かそのコーホートを万引きに突き動かしている背景要因を考えないといけない。

・30年前と今の65歳以上の高齢者とでは、生活機能、体力、運動機能といったものが全く違う集団であるため、コーホートの大きな差としてそもそも存在している。体力などは、平均値で見ると加齢とともに下がるが、分散は大きくなる。つまり個人差が非常に大きいという特性がある。しかも、その平均値の下がり方が、30年前から見ると穏やかになっていて、かなりの体力を温存されている方が多い。だから、そういった高齢者を65歳以上で一括したり、30年前の高齢者と今の高齢者を単純に比較したりしていいのか。それは非常に大事なコントロール要因、統制要因になる。

・今後の生活機能や体力、健康水準の推移は、中位推計で将来の予測を発表している。平均寿命は、今後10年、今の団塊の世代が死亡ピークを迎えるまでは徐々に上がるが、その後は低下する。長寿化は子供時代の体力が影響するが、文科省の児童体力テストの結果は下がり続けている。また職域における健康診断で有所見率データを見る限り、この30年間、循環器疾患などのリスクを持った人の比率が上昇。こういった要因を考え合わせると、平均寿命は、恐らく団塊の世代が死亡ピークを迎えた頃から下がり始めると同時に、高齢者の体力や生活機能もまた確実に低下する。

### 「実態調査」について

○実態調査について、安全・安心まちづくり課長より分科会による検討内容が説明された後、意見交換が行われた。

### 「その他」

○治安対策担当部長から、次回のスケジュールのお知らせをした後、閉会した。